

青森県教育委員会第832回定例会会議録

1 期 日 平成30年5月9日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時00分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

- 議案第1号 平成30年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 中南地区統合校開設準備委員会の設置について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内
学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポ
ーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
豊川委員、野澤委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

議案第1号 平成30年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

（長内学校教育課長）

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会の委員は、毎年選任することになっており、今年度は、資料に掲げる17名の方々を任命したいと考えている。

任期については、第1回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成30年5月11日から平成30年8月31日までとしている。

なお、今年度は、平成31年度に使用する教科用図書のうち、小学校においては平成29年度に採択した「特別の教科 道徳」以外の教科用図書、中学校においては「特別の教科 道徳」の教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小学部・中学部においては学校教育法附則第9条図書の採択を行うこととなっている。

また、教科用図書の採択が平成30年8月31日までに行われることとなっていることから、委員の氏名は、9月1日に県教育委員会のホームページにて公表する予定としている。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(渡部生涯学習課長)

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例の規定に基づき設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が、平成30年5月12日をもって満了するので、新たに10名の委員を任命するものである。

委員は、同条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされている。今回任命する委員のうち、新任は木村文江氏、白木佳乃氏、須藤紀子氏、玉川玲子氏の4名で、前田敏子氏ほか4名は再任である。

なお、小笠原秀樹氏、鈴木麻理奈氏の2名は、公募によって選考した委員である。

また、委員の任期は、平成30年5月13日から平成32年5月12日までの2年間である。

(野澤委員)

非常に各分野で図書館、またその周辺の活動に色々関わってきた人で素晴らしい人事だと思う。図書館法第14条の2に図書館奉仕とあるが図書館奉仕とはどのようなものか。

(渡部課長)

図書館奉仕とは、いわゆる図書館サービスと考えてよいと思う。なお、図書館サービスとは図書館が行う書籍等資料の貸出、閲覧、市町村の図書館に対する相互貸借など県民に対する様々なサービスを総称して図書館サービスと表現している。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(相坂スポーツ健康課長)

青森県スポーツ推進審議会委員のうち、新井山毅委員から辞職願が提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県中学校体育連盟会長、齋藤実氏を新たに委員として委嘱するものである。委員の任期は、前任者の残任期間である平成30年5月10日から平成31年11月12日までとなる。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(増田文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の任期が、平成30年5月12日をもって満了となるので、委員4名を任命するものである。詳細は、参考資料をご覧いただきたい。

委員4名のうち杉本孝氏ほか2名は再任することとし、新たに山内正勝氏を任命するものである。

なお、委員の任期は、平成30年5月13日から平成32年5月12日までの2年間である。

(豊川委員)

新委員の山内正勝さんの職業欄に無職と記載されているがどのような方なのか。

(増田文化財保護課長)

山内正勝氏は、日本美術刀剣保存協会青森県支部に加盟している方である。これまで新たな委員の選任については、青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項に基づき選考しており、資格基準は次の4項目となっている。一つは、銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者。二つとして、美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者。三つとして、銃砲刀剣類所持等取締法に違反した者及び同法に関連する係争に関係していない者。四つとして、原則として、満80歳以下の者。となっている。

また、定数5名のうち、刀剣分野4名については、津軽地区から2名、県南地区から2名を選任しており、今回再任を希望しなかった委員は津軽地区の委員であったため、日本美術刀剣類刀剣保存協会青森県支部に津軽地区の会員から推薦をいただいたところである。

(野澤委員)

古式銃砲分野が欠員となっており、適任者がいないということであるが、他県の状況はいかがなものか。

(増田文化財保護課長)

他県の状況については調査していないためわからないものである。銃砲の分野については、県警察本部に適任者を照会し、適任者が見つからないという回答があった。銃砲分野の審査については、再任する3名の委員全員が文化庁主催の鑑定講習会に参加し、知識を得ており審査に支障は生じないものである。

なお、警察本部には引き続き適任者を照会している状況である。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

その他 中南地区統合校開設準備委員会の設置について

(古川高等学校教育改革推進室)

「1 設置目的」について、開設準備委員会は昨年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、黒石高校及び黒石商業高校の統合による中南地区統合校を平成32年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため設置したものである。

「2 設置期間及び開催回数」について、平成30年度に4回程度の開催を予定しており、「3 協議内容」のとおり、統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関する事などについて検討することとしている。

その後、開設準備委員会の検討結果を受け、県教育委員会において検討を重ね、校名等を決定することとしている。

「4 委員等の構成」については、委員は両校の関係者のほか、地元市町村を代表して黒石市教育委員会教育長等とし、教頭先生をはじめとする両校の教職員にはオブザーバーとして必要な情報提供をいただくこととしている。

「5 開催場所及び開催方法」について、両校の会議室等において公開で行うこととしている。

「6 その他」の「(1) 中南地区統合校開設までのスケジュール」について、今年度は開設準備委員会を開催する。来年度は開設準備室を設置し、教育課程の作成など具体的な事務作業を進めることとしている。「(2) 第1回中南地区開設準備委員会の日程等」について、第1回は平成30年5月16日10時から黒石商業高校 4階 総合実践室Ⅱで行うこととしている。今後も中南地区統合校の開設に向け御意見を伺いながら、検討を進めていきたい。

(野澤委員)

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画が策定され、今年度から中南地区の黒石高校と黒石商業の統合が進められている。

これまで、地区の方々の様々な考え方、実施計画策定に至るまでのパブリックコメント、各地区学校関係者の思いなどがある。魅力ある新しい学校に向けて、そのような意見を準備委員会の方々に情報提供していただきたい。

(豊川委員)

中南地区統合校開設準備委員会設置や開設準備室設置とあるが、準備委員会等と本委員会との関係はどのようになるか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

情報提供しながら開設準備委員会を進めていくこととする。

また、準備委員会の意見を県教育委員会へ報告し、最終的に教育委員会会議で決定していくこととなる。

(豊川委員)

平成31年度の開設準備室はどこに設置するのか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

これまでは高等学校に設置していたものである。

(豊川委員)

現地ではそれぞれ色々な思いがあると思う。委員の構成をみると、校長と教育長のみ決定していると感じるが、他は準備委員会の中で決定するのか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

資料のとおり、一つ目は両校の校長の職にある者。二つ目はP T A・同窓会・後援会等のうち各校の校長が推薦した者。三つ目は黒石市教育委員会教育長。四つ目は地域の学校関係者として高校教育改革に精通した者を考えている。

(野澤委員)

開設準備委員会を設置し、年4回程度協議するとのことであるが、開催回数を4回にこわらず、おおいに議論し進めていただきたい。

(古川高等学校教育改革推進室長)

回数にこだわらず理解を得ながら進めていきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ中南地区統合校開設準備委員会の設置については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(赤尾教職員課長)

4月に行った職員に対する懲戒処分は1件でしたが、社会的な影響が大きな事案であることから、その概要を御説明する。

特別支援学校教諭が、平成29年9月16日午前1時頃、駐車した車内において、女性職員に対し、手を握る、肩を抱く等の行為を行ったものであり、当該職員に対して停職4月の懲戒処分を行ったものである。

(野澤委員)

被害者である女性職員に十分な配慮をしていただきたい。

(豊川委員)

停職4月は処分内容としてどの程度なものか。

(赤尾教職員課長)

懲戒処分については、免職・停職・減給・戒告となっており、今回は、停職4月ということで非常に重い処分を行ったと認識している。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。